

医政発 0121 第 26 号  
職 発 0121 第 7 号  
令和 4 年 1 月 21 日

各 

都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省医政局長  
厚生労働省職業安定局長  
( 公 印 省 略 )

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布・施行について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和 4 年厚生労働省令第 14 号。以下「改正省令」という。）が本日公布・施行され、へき地以外の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 31 条の 2 第 1 項の規定による臨時の医療施設（以下「臨時の医療施設」という。）への看護師・准看護師の労働者派遣が可能となったところである。

その改正の概要、留意事項等は下記のとおりであるので、御了知の上、その円滑な運用に万全の対応をしていただくようお願いしたい。

なお、令和 3 年 4 月 1 日から可能となっている、へき地の臨時の医療施設への看護師・准看護師の労働者派遣についても、改めて下記にご留意いただくようお願いしたい。

## 記

### 1 改正の概要

看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）が行う保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 5 条及び第 6 条に規定する業務（以下「診療補助行為等」という。）については、医療機関への労働者派遣が原則禁止されている。

今般、令和 3 年 4 月 1 日より可能となったへき地の医療機関（臨時の医療施設を含む。）への看護職員の労働者派遣に加え、へき地以外についても、以下のと

おり、従事者、場所及び期間を限定して、労働者派遣を可能とするもの。

なお、改正省令の内容については、別紙1を参照されたい。

(1) 従事者

看護職員が行う診療補助行為等のうち、新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。

(2) 場所

へき地以外の臨時の医療施設に限る。

(3) 期間

公布日から令和5年3月31日までの間

※ 臨時の医療施設への労働者派遣であっても、看護職員が行う診療補助行為等のうち、新型コロナウイルス感染症以外の業務について労働者派遣を行うこと（例：新型コロナウイルス感染症とは関係のない、通常の診療に係る診療補助行為等を行う）は、今回の特例的な扱いの対象外である点に留意すること。

2 改正の趣旨

(1) 今回講じる措置については、従事者（看護職員）、場所（臨時の医療施設）、期間（令和5年3月31日）を限定の上で、労働者派遣を可能とするもので、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例措置として、例外的に認めるものであること。

(2) あくまで、臨時の医療施設における看護職員の確保の選択肢の一つとして労働者派遣の形態によることを可能とする趣旨であり、看護職員の確保に当たって必ず労働者派遣の形態によらなければならないこととするものではないこと。

臨時の医療施設における看護職員の確保に当たり、労働者派遣の活用を検討する場合は、医療機関への労働者派遣が原則禁止とされる中での例外的な特例措置であるという改正の趣旨を十分踏まえること。

(3) 臨時の医療施設等における看護職員の確保策については、現在、各都道府県ナースセンターにおいて、就職希望を登録している潜在看護職員に対し、各自治体における看護職員の求人ニーズについて積極的なマッチング

支援を行っている。このため、臨時の医療施設における看護職員の確保に当たっては、各都道府県ナースセンターに求人のご相談をいただくことが効果的であること。また、看護職員の確保のため、民間職業紹介事業者を活用することも効果的であること。臨時の医療施設における看護職員の確保に当たっては、これらの方法を活用し、看護職員を直接雇用により確保することについて検討されたい。

### 3 労働者派遣制度の概要

労働者派遣制度の主な概要については以下のとおりであるが、同制度の詳細については別紙2のパンフレットを参照されたい。

なお、労働者派遣制度の詳細について不明な点等があれば、適宜、都道府県労働局に照会されたい。

#### (1) 無許可事業主からの派遣労働者の受入れの禁止

派遣先は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「法」という。）第5条に基づく労働者派遣事業の許可を受けていない派遣元事業主から派遣労働者を受け入れてはならないこととされていること（法第24条の2）。

なお、医療機関が派遣元事業主となる場合についても、当然に労働者派遣事業の許可を受けている必要があること。

#### (2) 派遣労働者を特定することを目的とする行為の制限

派遣先は、労働者派遣契約を締結する際、派遣労働者を特定することを目的とする行為（事前面接や履歴書の送付等）をしないよう努めなければならないこととされていること（法第26条第6項）。

#### (3) 派遣先責任者の選任

派遣先は、事業所その他派遣就業の場所ごとに労働者派遣された派遣労働者に関する就業の管理を一元的に行う派遣先責任者を選任し、派遣労働者の適正な就業を確保しなければならないこと（法第41条）。

#### (4) 派遣先管理台帳の作成・管理

派遣先は、労働日、労働時間等の派遣労働者の就業実態を的確に把握するため、派遣就業に関し、派遣先管理台帳を作成し、派遣就業をした日、派遣就業をした日ごとの始業し、及び終業した時刻並びに休憩した時間等の事項を記載しなければならないこと（法第42条）。

#### (5) 労働基準法等の適用

労働者派遣制度においては、派遣先に対して、労働基準法、労働安全衛生法等に基づく事業主としての責務の一部（労働時間の管理、労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等）が課せられていること（法第3章第4節）。

#### (6) 労働・社会保険の加入状況等の確認

派遣先は、派遣労働者を受け入れるに当たって、社会保険・労働保険への加入の有無を確認し、派遣労働者が社会保険・労働保険に加入していない場合には、派遣元事業主に対して、その理由を明らかにするよう求めること。

その際、加入していない理由が適正でないと考えられる場合には、派遣元事業主に対し、社会保険・労働保険に加入させてから派遣するよう求めること。

### 4 臨時の医療施設における看護職員の確保に当たり、派遣労働者を受け入れる際の留意点

労働者派遣の形態により看護職員を確保する場合には、上記3の労働者派遣制度の特性を十分に踏まえるとともに、臨時の医療施設における業務の適正実施等の観点から、以下の点に留意の上、適切に対応する必要があること。

#### (1) 派遣元事業主の選定に当たっての留意事項

労働者派遣制度においては、派遣元事業主及び派遣先においてそれぞれ責任者を選任し、派遣労働者からの苦情の処理等の業務に当たらせることとしているところであるが、医療関連業務の専門性等にかんがみると、医療資格者の派遣を行う派遣元事業主は、医療資格者である派遣労働者からの相談・苦情等に適切に対応し得る体制（専門的なスタッフの配置等）を有していることが望ましいものであること。

また、派遣先は、社会保険・労働保険への加入や適切な休暇の付与等の雇用管理が適正になされていることに加え、必要な教育訓練を適切に実施している等の適切な派遣元事業主を選定することが重要であること。

#### (2) 業務内容の把握と派遣元事業主に対する適切な説明

派遣先は、労働者派遣契約を締結するに当たっては、派遣労働者が従事する業務を行うために求められる知識、技術又は経験等について、派遣元事業主に対して事前に十分説明し、派遣元事業主がそのニーズに応じた派遣労働者の選定ができるよう努めること。

### (3) 派遣就業前の事前研修の実施

臨時の医療施設における業務の適切な実施を確保するため、派遣先となる臨時の医療施設等において、派遣される看護職員に対し、臨時の医療施設における業務等についての事前の研修（以下「事前研修」という。）を受けさせること。事前研修の実施主体、内容等については、一般的には、以下のようなものが望ましいと考えられる。

- ・ 医療の安全を確保することの重要性に鑑み、安全を確保するため必要と認められる措置について、安全管理に関する責任者の医師による事前研修を行う。
- ・ 患者に対し、一定程度の医学的管理等を適切に提供できるよう、電話等情報通信機器による患者に対する医学的管理の方法や診療録の適切な保管方法等について、派遣先となる臨時の医療施設等において、事前研修を行う。
- ・ 臨時の医療施設で提供することを予定している医療の内容に即して必要な医療機器等の使用方法・薬剤等の管理方法について、派遣先となる臨時の医療施設等において、事前研修を行う。
- ・ 臨時の医療施設で受け入れる患者の容態急変時に備えた施設内の連絡体制・都道府県調整本部等との連携体制について、派遣先となる臨時の医療施設等において、事前研修を行う。
- ・ 適切な院内感染防止策をとることが可能となるよう、派遣先となる臨時の医療施設等が作成した院内感染対策マニュアルや、厚生労働省 HP で公開されている院内感染対策の動画（「令和3年度院内感染対策講習会「新型コロナウイルス感染症に関する特別講習会」（厚生労働省委託事業）（日本環境感染学会）等について、派遣元事業主の協力の下、派遣される看護職員に事前研修を行う。

なお、へき地の病院等に、看護職員の労働者派遣を行う場合の事前研修の取扱いについては、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について」（令和3年3月2日医政発0302第14号・職発0302第5号・子発0302第1号・老発0302第6号・障発0302第1号）においてお示ししているところであるが、臨時の医療施設における看護職員の労働者派遣（看護職員の業務が新型コロナウイルス感染症に係る業務であるものに限る。）に係る事前研修の取扱いについては、臨時の医療施設がへき地にある場合及びへき地以外にある場合共に、上記のとおり派遣先となる臨時の医療施設等において事前研修を行うことによることとして差し支えない。

#### (4) 直接雇用している医療職等との十分な意思疎通のための措置等の実施

派遣先は、派遣労働者を受け入れた場合には、当該派遣労働者と当該派遣先において直接雇用している医師、看護師等の医療職やその他の職員との相互の意思疎通が十分になされるよう、例えば、毎日、定期的に、直接雇用している医療職等と派遣労働者のいずれもが参集するミーティングを開催するなど、必要な措置を講じること。

また、派遣労働者からの苦情や相談に対応し得る体制を派遣先責任者の活用等により整え、当該苦情等の適切かつ迅速な処理を図らなければならないこと。

#### (5) 円滑な業務引継のための対応

派遣先においては、派遣労働者の交代により業務の引継ぎの必要が生じた場合でも円滑に業務の引継ぎができるよう、業務に関する記録の作成や管理方法等の標準化に努めること。

#### (6) 責任の所在の明確化

一般に、派遣労働者の業務遂行に伴い患者等の第三者に損害を与えた場合、派遣元事業主と派遣先との間においては、派遣労働者に対して指揮命令を行う派遣先が損害賠償責任を負うものと考えられることを前提に、派遣元事業主との間で労働者派遣契約を締結する際には、損害賠償を含む責任の所在について明確にするよう努めること。

### 5 都道府県等による患者等の苦情や相談への対応

各都道府県等においては、医療に関する患者等の苦情や相談に対応し、医療安全対策を推進するため、医療法第6条の13に基づき設置された医療安全支援センターに相談窓口が設けられているところであるが、苦情や相談の内容が、派遣労働の問題に関わるような場合にも、必要に応じ都道府県労働局等とも連携の上、適切な対応を行うこと。

### 6 派遣元事業主との連携について

派遣元事業者団体に対しては、本日付で、別紙3のとおり通知している。派遣先は、臨時の医療施設への看護職員の労働者派遣を受け入れるに当たっては、別紙3の通知の内容も踏まえ、派遣元事業主と連携を図ること。

職需発 0121 第 1 号  
令和 4 年 1 月 21 日

一般社団法人 日本人材派遣協会会長 殿

厚生労働省職業安定局需給調整事業課長

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布・施行について

労働者派遣事業行政に日頃から御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和 4 年厚生労働省令第 14 号。以下「改正省令」という。）が本日公布・施行されました。

その改正の概要、留意事項等は下記のとおりですので、お知らせいたしますとともに、その内容を十分に御了知いただき、貴団体会員企業に対する周知など特段の御配慮をお願いします。

## 記

### 1 改正の概要

看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）が行う保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 5 条及び第 6 条に規定する業務（以下「診療補助行為等」という。）については、医療機関への労働者派遣が原則禁止されている。

今般、令和 3 年 4 月 1 日より可能となったへき地の医療機関（臨時の医療施設を含む。）への看護職員の労働者派遣に加え、へき地以外についても、以下のとおり、従事者、場所及び期間を限定して、労働者派遣を可能とするもの。

なお、改正省令の内容については、別紙 1 を参照されたい。

#### （1）従事者

看護職員が行う診療補助行為等のうち、新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。

## (2) 場所

へき地以外の臨時の医療施設に限る。

## (3) 期間

公布日から令和5年3月31日までの間

※ 臨時の医療施設への労働者派遣であっても、看護職員が行う診療補助行為等のうち、新型コロナウイルス感染症以外の業務について労働者派遣を行うこと（例：新型コロナウイルス感染症とは関係のない、通常の診療に係る診療補助行為等を行う）は、今回の特例的な扱いの対象外である点に留意すること。

## 2 改正の趣旨

今回講じる措置については、従事者（看護職員）、場所（臨時の医療施設）、期間（令和5年3月31日）を限定の上で、労働者派遣を可能とするもので、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例措置として、例外的に認めるものであること。

派遣元事業主は、臨時の医療施設への看護職員の労働者派遣を行うに当たり、医療機関への労働者派遣が原則禁止とされる中での例外的な特例措置であるという改正の趣旨を十分踏まえること。

## 3 臨時の医療施設において新型コロナウイルス感染症に係る業務を行う看護職員の労働者派遣を行う際の留意点

臨時の医療施設において新型コロナウイルス感染症に係る業務を行う看護職員の労働者派遣を行う場合には、臨時の医療施設における業務の適正実施等の観点から、以下の点に留意の上、適切に対応する必要があること。

### (1) 業務内容の把握

労働者派遣契約を締結するに当たっては、派遣先から、派遣労働者が従事する業務の内容や、当該業務を行うために求められる知識、技術又は経験等について、事前に十分に聴取し、派遣先のニーズに応じた派遣労働者の選定ができるよう努めること。

### (2) 派遣就業前の事前研修の実施

臨時の医療施設における看護職員の業務の適切な実施を確保するため、派遣

先となる臨時の医療施設等において、派遣される看護職員に対し、事前の研修（以下「事前研修」という。）を受けさせるよう求めていることから、派遣元事業主においても、派遣する看護職員に対する事前研修の実施について、派遣先に確認するとともに、派遣先の臨時の医療施設等における事前研修が円滑に行われるよう、必要な範囲で協力すること。

### （３）責任の所在の明確化

一般に、派遣労働者の業務遂行に伴い患者等の第三者に損害を与えた場合、派遣元事業主と派遣先との間においては、派遣労働者に対して指揮命令を行う病院等が派遣先として損害賠償責任を負うものと考えられることを前提に、派遣元事業主との間で労働者派遣契約を締結する際には、損害賠償を含む責任の所在について明確にするよう努めること。

### （４）その他派遣就業中の対応

労働者派遣制度においては、派遣元責任者を選任し、派遣労働者からの苦情の処理等の業務に当たらせることとしているところであるが、医療関連業務の専門性等にかんがみ、派遣元事業主は、派遣労働者からの相談・苦情等に適切かつ迅速に対応する体制を整え、派遣先責任者等、派遣先との連携を密にすること等により、臨時の医療施設における看護職員の業務が円滑に行われるよう努めること。

## ４ 派遣先との連携について

都道府県知事等に対しては、本日付で、別紙２のとおり通知している。派遣元事業主は、臨時の医療施設への看護職員の労働者派遣を実施するに当たっては、別紙２の通知の内容も踏まえ、派遣先と連携を図ること。